

## 『古事記』ヲドヒメ歌謡物語の構想

——その成立に注目して——

### 真 弓 大 芽

はじめに

まず以下に考察の対象とする本文を掲げる。

Ⅰ又、天皇、丸邇之佐都紀臣が女、袁杼比売をどひめに婚はむとして、春日に幸行しし時に、媛女、道に逢ひき。即ち幸行すを見て、岡辺に逃げ隠りき。故、御歌を作りき。其の歌に曰はく、

媛女の い隠る岡を 金鉏も 五百箇もがも 鉏き撥ぬるも  
の (記九九)

故、其の岡を号けて金鉏岡と謂ふ。

Ⅱ又、天皇、長谷の百枝楓の下に坐して、豊楽を為し時に、伊勢国の三重みへの妹うねめ、大御蓋を指し挙げて献りき。爾くして、其の百枝楓の葉、落ちて大御蓋に浮きき。其の妹、落葉の蓋に浮けることを知らずして、猶大御酒を献りき。天皇、其の、蓋に浮ける葉

を看行して、其の妹を打ち伏せ、刀を以て其の頸に刺し充て、斬らむとせし時に、其の妹、天皇に白して曰はく、「吾が身を殺すこと莫れ。白すべき事有り」といひて、即ち歌ひて曰はく、

纏向の 日代の宮は 朝日の 日照る宮 夕日の 日光る宮  
竹の根の 根足る宮 木の根の 根延ふ宮 八百土よし  
杵築きの宮 真木栄く 檜の御門 新嘗屋に 生ひ立てる  
百足る 楓が枝は 上つ枝は 天を覆へり 中つ枝は 東を  
覆へり 下枝は 鄙を覆へり 上つ枝の 枝の末葉は 中つ  
枝に 落ち触らばへ 中つ枝の 枝の末葉は 下つ枝に 落  
ち触らばへ 下枝の 枝の末葉は 在り衣の 三重の子が  
捧がせる 瑞玉蓋に 浮きし脂 落ちなづさひ 水をろこ  
をろに 是しも あやに畏し 高光る 日の御子 事の 語  
り言も 是をば (記一〇〇)

故、此の歌を献りしかば 其の罪を赦しき。爾くして、大后、歌ひき。其の歌に曰はく、

倭の 此の高市に 小高る 市の高処 新菅屋に 生ひ立て  
る 葉広 斎つ真椿 其が葉の 広り坐し 其の花の 照り  
坐す 高光る 日の御子に 豊御酒 献らせ 事の 語り言  
も 是をば (記一〇一)

即ち、天皇の歌ひて曰はく、

百石城の 大宮人は 鶉鳥 領巾取り懸けて 鶴鶴 尾行き  
合へ 庭雀 群集り居て 今日もかも 酒水漬くらし 高光  
る 日の宮人 事の 語り言も 是をば (記一〇二)

此の三つの歌は、天語歌ぞ。故、此の豊樂に、其の三重の姝を  
誉めて、多たの祿を給ひき。

Ⅲ 是の豊樂の日に、亦、春日の袁杼比売が大御酒を献りし時に、  
天皇の歌ひて曰はく、

水灌く 臣の嬢子 秀ほだり縛取らすも 秀縛取り 堅く取らせ  
確堅く 弥堅く取らせ 秀縛取らす子 (記一〇三)  
此は、宇岐歌ぞ。

爾くして、袁杼比売、歌を献りき。其の歌に曰はく、  
やすみしし 我が大君の 朝とには い倚り立たし タとに  
はい倚り立たす 脇机が下の 板にもが 吾兄を (記一〇

四)

此は、志都歌ぞ。

従来、このⅠⅡⅢの記事については、そのうちの一つ、ないしは  
二つが取り上げられて、言わば個々に構想が指摘されることが多  
かった<sup>②</sup>。しかしながら、ⅠとⅢにヲドヒメという人物が共通して見  
られるように、これら三話を一連の話とした上で、構想を指摘する  
ことはすでに本田義寿氏や長野一雄氏の先行研究<sup>③</sup>がある。

ただしⅠⅡⅢについて、『記』の背景に演劇があつたことを前提  
にした上で構想を指摘する本田氏や、例えばⅢの記一〇三歌のホダ  
リという語を男根の隠語とする理解に基づいて構想を指摘する長野  
氏の考えには賛同しがたい。ⅠⅡⅢを一連の話とした上で構想を指  
摘する試みは、管見では本田・長野両氏しかなかく十分議論されてき  
たとは言い難いうえ両氏が示す構想にも疑問がある。そこで、これ  
らⅠⅡⅢを『古事記』ヲドヒメ歌謡物語と称し、一連の話と捉  
え、改めてその構想を指摘することを試みる。

ただし、ⅠⅡⅢを一纏めと見ることに留意点も存する。すなわ  
ち、たしかに共通してヲドヒメが登場するⅠとⅢは結び付きが考え  
やすいが、ⅠはⅡとの結び付きが考えにくいように一連のものと思  
えることには、困難がある。そこで以下では、まずこのⅠⅡⅢの  
『記』以前の形を推定したい。そこから現行のⅠⅡⅢへの形成過程

を考慮することで、I・II・IIIの相互の関連を見出し、その構想を考える。成立論的な考察を通して、『古事記』ヲドヒメ歌謡物語の構想を考えたい。

### 一、I・II・IIIの成立・形成をめぐる先行研究

I・II・IIIの成立・形成を考える先行研究は概ね三つの見解に分かれる。IIを挿入したとする考えと、『記』以前におけるII・IIIの密接な関係を見出してIを異質とする考え、そして、元はワニ氏の伝承であったI・II・IIIが大幅に改変されたとする考えである。

まず、IIを挿入したとする考えとしては、『記紀歌謡集全講』、坂橋隆司氏、『思想大系』<sup>④</sup>がある。

ただし、IIを挿入と捉える考えについては、居駒永幸氏<sup>⑤</sup>が次の①③のように、IとIIIにおける歌謡や所伝の性質の違いから批判している。

① 歌曲名を持つII・IIIの歌謡と、それを持たないIの歌謡では、歌曲名の有無による伝承経路の相違があること。

② II・IIIの歌謡は、トヨノアカリの酒宴の場で歌われる宮廷寿歌の姿を持つのに対して、Iはおおらかな発想をもつ野趣の豊かな歌謡であること。

③ Iの所伝は天皇の巡行をその土地の地名由来に結びつけて語る

風土記説話と類似する形式であるため、地方の古い伝承と考えられるのに対し、II・IIIの所伝は歌謡の意味を補足するものでないため、新しい段階のものと考えられること。

①の指摘には歌曲名注記から伝承経路の相違まで読み取ることができるのかといった気になる部分もあるが、これらの指摘は概ね首肯されるため、たしかに『記』以前からIとIIIが一続きの伝承としてあったとは考えがたい。したがって、IIを挿入したとする説には従えない。

そして、『記』以前におけるIIとIIIに密接な関係を見出し、Iを付加した、或いは異質とする考えとしては次のようなものがある。

まず中西進氏は、Iのヲドヒメの話の後にヲドヒメとは無関係に見えるIIのミヘノウネメの話が続き、またIIIでヲドヒメが登場する話が描かれる点について、II・IIIの歌謡にはともに歌曲名の注記が付されていることからII・IIIは一連の歌物語として先に纏まっていたとして、Iはヲドヒメが登場するきっかけを作るために付加されたものと指摘する。

しかし、例えばヲドヒメ歌謡物語と同じように複数の歌曲名注記が見られる『記』のキナシノカルノミコの物語については、山路平四郎氏<sup>⑦</sup>が記七八（志良宜歌）・八三（天田振）・八六歌（夷振の片下）などの古い歌に、記七九と八〇（夷振の上歌。なお、山路氏は

七九・八〇歌を一首と捉える)、八五歌(天田振)といった歌曲名を持つ新しい歌が増補されたと指摘している。つまり、歌曲名を持つもの同士でも、元から纏まっていたのではなく増補された可能性も考えられ、歌曲名が付されていることだけを理由に歌曲名を持つもの同士を『記』以前から先に纏まっていたと見ることは賛同できない。

また、中西氏と同様に捉える居駒氏は、ⅡⅢの歌謡や所伝と性質が異なるⅠを『記』以前に独立していたと推測する。そして、『記』の『紀』の歌謡物語の原形を〈歌謡集〉とする居駒氏は、『記』以前においてⅡⅢの歌謡は、いずれも新嘗祭の酒宴の場で歌われたものであり、縁起を伴った一連のトヨノアカリの歌謡として、〈歌謡集〉に記録されて分ちがたく纏まっていたとする。話の展開からすればワドヒメ説話の纏まりの後にミヘノウネメ説話が続くⅠⅢⅡの方が自然であるところを『記』は〈歌謡集〉の配列に従い、ⅠⅡⅢの順で記したとするのである。このようにⅡとⅢにより強固な結び付きを考える立場が見られる。

しかしながら、そうした〈歌謡集〉を認めるとしてもその段階で、言わば『記』の構成を規制するような、ⅡⅢの密接な結びつきを認めることには疑問がある。すなわちまず、Ⅲの記一〇三歌は、『琴歌譜』にも、同じ「うき歌」の歌曲名を持つ類歌の琴歌譜一三歌が

存在するが、そこにⅡⅢの他の歌謡は載せられない。記一〇三歌の類歌は、『琴歌譜』において言わば、強く結びついているはずのⅡⅢから切り離されているのである。さらに、類歌の琴歌譜一三歌の「秀繪取り、堅く取れ」には「一説に、取らさねといへり。」と注記がある。『記紀歌謡集全講』が「一説を伝えているのは、ひろく伝誦された歌であることを語っている」と述べるように、一説にも『記』と異なる形があることを踏まえれば、なおさらⅡⅢの歌謡は固定されていたというより、Ⅲの記一〇三歌をはじめ一首単独で流布していたことも考えられよう。『記』以前のⅡⅢの密接な結び付きに根拠はないのである。

さらに、ワニ氏の伝承に由来するⅠⅡⅢの素材が『記』編纂者によつて大きく改変された結果、ⅠⅡⅢが形成されたと説明する影山尚之氏の説<sup>④</sup>も見られる。

影山氏はワニ氏の后妃伝承である応神記のヤカハエヒメとの婚姻説話から、

A ワニ氏の本拠地へ天皇が巡行し、その「道衢」で「麗美しき嬢子」に出会う。

B 天皇はすぐさま名を問うて求婚し、嬢子は名を答える。

C 父親が結婚を快諾し、「家を敵筋りて」婚礼の準備をする。

D 天皇が大御饗を献上し、父親はむすめに大御酒盞を献ら  
せる。

E 天皇による歌の誦詠。

の五つの要素を抽出し、これをワニ氏后妃伝承の基本形と仮定した。  
そしてその基本形を基に、I II IIIの素材となったワニ氏の伝承は、  
天皇がワニ氏本拠地の春日へ巡行して道でヲドヒメと出会い、ヲド  
ヒメが大御酒を献上して天皇と成婚し、天皇が記一〇三歌を誦詠す  
るといった、記一〇三歌一首のみを有するワニ氏后妃伝承であつ  
たと想定した。そしてその場合、現行の『記』のI II IIIとその素材  
のワニ氏后妃伝承で、

① 『記』にはナビツマ説話の要素が盛られていること。

② 『記』ではIの末尾が地名起源譚になっていること。

③ 『記』ではBCに該当する記述のないこと。

④ 『記』では天語歌とその所伝が大きな位置を占め、その結果、

歌謡の数が六首あるのに対して原伝承は一首と大きく異なつて  
いること。

の四つの相違点があることについては、ワニ氏后妃伝承から、I  
II III成立の過程で多数の歌謡を取り込んで新たな意義を付与された  
結果として生じた現象とした。

影山氏の説については、挿入説を唱える先行研究でも具体的に示

されているとは言い難かった『記』以前のIとIIIが繋がっていた原  
伝承の形や、さらにそこから想定される『記』編纂段階での原伝承  
改変の様子を、詳しく説明している点は注目される。

しかしながら、こうしたワニ氏の伝承から、現行の『記』I II III  
に至る過程を考える点にも疑問は存する。影山氏がワニ氏の伝承に  
はなく、『記』の編纂段階で追加されたとするナビツマ型の要素  
(①) や地名起源の要素(②) は、『播磨国風土記』賀古郡や崇神記  
紀のタケハニヤスノミコ(タケハニヤスビコ)の反乱記事といった、  
岸俊男氏がワニ氏の伝承として整理した説話にも見られ、元々ワニ  
氏の伝承に存する要素と考えられるからである。「丸部の臣等の始  
祖」ヒコナムチやその娘イナミノワキイラツメが登場する『播磨国  
風土記』賀古郡には、「郡の南の海中に小嶋あり。名を南毗都麻と  
曰ふ」や「別嬢聞きて、すなはち件の嶋に遁げ度りて隠び居りき。  
故れ、南毗都麻と曰ふ」とあるように、ナビツマ型の説話が見受け  
られ、地名起源を説明する記述も見える。また、「丸邇臣が祖」ヒ  
コクニブクが登場する崇神記のタケハニヤスノミコの反乱記事や、  
やはりヒコクニブクが登場する崇神紀一〇年九月条の類話にも地名  
起源を説明する記述がある。

つまり、ワニ氏の伝承には、ナビツマ型の説話や地名起源の要素  
が見られるため、影山氏の想定するIとIIIが繋がっていた『記』以

前のワニ氏の伝承および、その伝承から現行のⅠⅡⅢへと至る形成過程の説明については、その妥当性が問われると言えよう。

さらに、先に述べた記一〇三歌の類歌が、『琴歌譜』において、『記』のⅢの要約的な縁記のほかに、カラヒメが父の殺されるのを「哀傷みて」詠んだ歌であるという独自の縁記にも結びついている点も注目される。こうした例は記紀歌謡においても見受けられる。

すなわち、景行記のヤマトタケルがイヅモタケルを殺害した際に歌った記二三歌に対して、その類歌の紀二〇歌は、崇神紀六〇年七月条に、イヅモフルネがイヒイリネを殺害した際の「時人」が歌った歌として載せられる。また、ヤマトタケルが能煩野で歌った記三〇・三一・三三歌に対して、その三首の類歌である紀二二・二三・二一歌は、景行紀一七年三月条において、九州の日向国で景行天皇が歌った歌として載せられる。

このことは独立歌謡もさまざまに伝承されていくなかで、別の文脈に付加されるという営みを示している。『記』と『琴歌譜』のそれぞれに類歌が見受けられることにも、この歌が歌い継がれて様々なところで取り入れられたことが窺われるのである。記一〇三歌を、ワニ氏の伝承にのみ存在していたと考える方が良いのではないか。

## 二、Ⅲとホダリについて

では、結局ⅠⅡⅢはどのように捉えるべきであろうか。ここで注目されるのはⅢである。Ⅲには記一〇三・一〇四歌二首と所伝に対応する箇所が見出し難いからである。

なお、このことを指摘する上で注意しなければならないものに、記一〇三歌中の、ホダリという語義が明確でない語がある。ホダリの語義については諸説あるが、ホを秀、ダリを注口から垂出するという意味であった今日のタル（罇）の古形タリとして、「秀罇」つまり、酒を注ぐ器とする『記伝』の考えを支持したい。

「秀罇」説に関わって、優れた、秀でた、立派な、丈の高いなどを意味する秀は、下の名詞形と接続して一語を形成する際には助詞ツカノを介するという批判があるが、『観智院本類聚名義抄』に「秀倉」という、ホ（秀）がツヤノを介さない例が見える。また、『記伝』がホダリのダリの部分に「罇」という字を当てる点に対しても、タル（樽）という和語が『記』の頃に存在したと考えられないことや、タル（樽）の語源はタル（垂）ではなくタル（足）と考えるべきという批判がある。しかしながら、そもそも『記伝』は「酒を盃に注ぎ入る、器なり」や「多理と云名の義は、垂にて其口より酒の垂出るよしなるべし」としているため、今日の「罇」の語

源としての「秀鑰」とまで解さずとも、『上代語辞典』のように「秀垂」<sup>17)</sup>で、酒を注ぐ器と理解すればよいであろう。この点については、先行研究<sup>18)</sup>によって、アイヌのブンタリや沖繩のフダリといった注ぐ器としての「タリ」が見受けられることが示されているため、「秀垂」と改めた上で、やはり酒器とする解釈を支持したい。

さて、ホダリを酒を注ぐ器とした場合、Ⅰにおいては所伝の「媛女」「岡辺に逃げ隠りき」「金鉏岡」には、記九九歌中の「媛女」「袁登壳」<sup>19)</sup>「い隠る岡を」「伊加久流袁加袁」<sup>20)</sup>「金鉏も」「加那須岐母」(中略)鋤き撥ぬるもの【須岐波奴流母能】<sup>21)</sup>が対応し、またⅡにおいても所伝の「百枝楓の葉、落ちて大御蓋に浮きき」には、記一〇〇歌の「百足る 楓が枝は【毛々陀流 都紀賀延波】」「落ち触らばへ【湊知布良婆閉】」「落ちなづさひ【湊知那豆佐比】」「瑞玉蓋に浮きし【美豆多麻宇岐爾 宇岐志】」が対応する。しかし、Ⅲは「大御酒」に対してそれを注ぐ器である「秀垂【本陀理】」の言い換えに留まる。

尤も、すでに述べたように琴歌譜一二三歌にも、『琴歌譜』独自の縁記があるが、歌との結び付きは「琴歌譜注釈稿」がその弱さを指摘しており、『琴歌譜』独自の縁記も、『記』以前の伝承とは認めがたい。同様に、Ⅲの所伝と歌にもⅠⅡに比して語句の対応が見えず、「大御酒」と「秀垂【本陀理】」という言い換えに留まる点はやはり

注目される。この不十分な対応は所伝と記一〇三歌が本来繋がりを持つものでなかったことを示唆する。『記』以前から、ワニ氏の娘のヲドヒメが雄略天皇に大御酒を献上するといった現行の形であったとは必ずしも考えられないのである。

Ⅲの所伝も『記』以前において現行のままの形とは考えがたいならば、むしろⅢに対してⅠやⅡのうちのどちらかが『記』以前に独立していたものと考ええるより、ⅢもまたⅠやⅡと切り離して別の出自であったと考えるべきであろう。すなわち、ⅠⅡⅢそれぞれが『記』以前において別々に存在していたものであり、それらが『記』の段階において、縫合されたと捉えるべきではないか。

また、記一〇四歌も、記一〇三歌やⅢの所伝と対応しないため、記一〇四歌と記一〇三歌もやはり出自を異にするものと考えられる。ではなぜ、記一〇三歌と記一〇四歌がⅢとして定着したのか、そして出自が異なるⅠⅡⅢが、現行の形で縫合されるのか、その構想を考察することが求められる。

### 三、『古事記』ヲドヒメ歌謡物語の構想

記一〇三歌はホダリが「秀垂」つまり酒器を意味すると考えられるため、酒宴の歌と解すことができ、「是の豊楽の日に、亦」とある所伝とともに、酒宴に結びつく要素の少ない記一〇四歌を含むⅢ

を、Ⅱのトヨノアカリの場面に接続するためと考えられる。

また、Ⅲの所伝は、記一〇三・一〇四歌と語句の対応が見られないことから『記』以前から所伝と歌とが結び付いていた形とは考えられず、さらに、Ⅰとも出自を異にすると考えられることからヲドヒメとも『記』編纂段階で結び付けられたと考えられる。

一方でそうしたⅢに接続されるⅡは、神野志隆光氏や駒木敏氏<sup>20</sup>が述べるように、雄略治世の完成を示し、寿ぐ場面と考えて良いだろう。

まず神野志氏は、ⅡⅢの場面について、雄略記が閉じられるにいたり、トヨノアカリの場というめでたい宴の場に置かれる五首の寿歌を通じて、雄略治世のめでたさを語るものとする。そして、Ⅱの三首を取り上げ、Ⅱの一首目の記一〇〇歌については、まず「百足る 槻が枝は 上つ枝は 天を覆へり 中つ枝は 東を覆へり 下枝は 鄙を覆へり」という箇所を、東や鄙が天皇のもとにめでたく秩序あらしめられている様子を表すものとする。また、同歌謡の「浮きし脂」や「水こそろこをろに」といった、『記』上巻に見える別天神の初生や、イザナギ・イザナミの国土創生と対応する表現についても、雄略天皇が治めるこの世界が『記』上巻の尊い神々の物語に連なるというめでたさの確認と捉える。そして、記一〇一・一〇二歌についても、それぞれ、椿をもって大君を称え上げる歌と、

大宮人を「高光る 日の宮人」と特異的に歌う歌として「御世のたぐいなさを証しだてる」ものとした。つまり、『記』が、そのような一〇〇・一〇一・一〇二歌の三首を通して、雄略天皇の治める「天下」が充足しているという、言わば雄略治世の完成を語ると指摘する。

駒木氏も雄略天皇が狩や妻問いをするなかで、クニグニの占有と画定を成功させてきたことを語る諸記事が置かれたその最後に、后妃たちと天皇の唱和が「統括して、雄略治世への讃称、寿ぎとして位置づけられることになる」と述べる。

両氏の指摘からは、この場面は、次のように理解することができ。まずミヘノウネメの歌う記一〇〇歌によって、尊い神々の物語に連なるこの世界が、辺境の地に至るまで、雄略天皇の秩序の下に組み込まれていることが確認される。また、皇后が「其の花の 照り坐す 高光る 日の御子」と天皇を賛美し、天皇もまた「高光る 日の宮人」と臣下を賛美するように、天皇と皇后が唱和するなかで、君臣和合の様子が語られる。三首を通して雄略治世の完成を示し、寿いでいるのである。

ただし、神野志氏も駒木氏も、それぞれ、「豊の楽の場というめでたい宴の場」、「長谷の百枝槻の下の豊楽」と、ⅡとⅢを一纏まりのものとして理解する。神野志氏は一応はじめに五首を挙げるもの

の、雄略治世の完成を語る場であることを説明する上では、Ⅱの三首にしか言及せず、結局Ⅱの場面説明になっているように見受けられる。また、神野志・駒木両氏とも、ミヘノウネメ・皇后・天皇による雄略治世の完成を寿ぐ三首が歌われた後に、なぜ、天皇とヲドヒメの歌が置かれるのかという点、すなわちⅢの場面があることの意味について、十分に説明しているとは言い難い。

では、Ⅱがそうしたトヨノアカリの場における三首の歌謡によって、雄略治世の完成を示し、寿ぐ場面であるとして、なぜそこにⅢが接続されるのか。それは、Ⅱの天皇と皇后の間で確認された君臣の和合を、Ⅲにおいて、実際の君臣である雄略天皇と臣下のヲドヒメの間でもさらに確認することで、雄略治世の一層の完成を示すことによると考えられる。

改めてⅢの記一〇三歌と、記一〇四歌を取り上げたい。まず記一〇三歌は、雄略天皇がヲドヒメを「臣の嬢子」すなわち「宮廷に仕える乙女」(新編全集)と呼びかけた上で、「秀儔取り 堅く取らせ」と述べる。「堅く」について『記伝』は、紀七八歌に見える「大君に 堅く 仕へ奉らむと」の「堅く」と同じ意で、「懈オホクることなく、勤め励ツメむ意なり」と述べる。つまり記一〇三歌は、雄略天皇が、臣下であるヲドヒメの強固な奉仕を促している。翻って、ヲドヒメの歌う記一〇四歌は、特に「脇机が下の 板にもが」と、近

くで伺候することを希求する表現によって、ヲドヒメによる雄略天皇への忠誠を表明するものと解される。こうしたⅢの場面は、推古紀二〇年正月条の場面に類似する。

二十年の春正月の辛巳の朔にして丁亥に、置酒して群卿に宴す。是の日に、大臣、寿上りて歌して曰さく、

やすみしし 我が大君の 隠ります 天の八十蔭 出で立たす みそらを見れば 万代に かくしもがも 千代にもかくしもがも 畏みて 仕へ奉らむ 拝みて 仕へまつらむ 歌づきまつる (紀一〇二)

とまをす。天皇、和へて曰はく、

真蘇我よ 蘇我の子らは 馬ならば 日向の駒 太刀ならば 呉の真刀 諾しかも 蘇我の子らを 大君の 使はずらしき (紀一〇三)

とのたまふ。

蘇我馬子が「畏みて 仕へ奉らむ 拝みて 仕へまつらむ」と忠誠を示す紀一〇二歌を歌い、推古天皇も「真蘇我よ」「諾しかも 蘇我の子らを 大君の 使はずらしき」と蘇我氏を称える紀一〇三歌を歌う。こども、トヨノアカリの場において、臣下と天皇の唱和を通した君臣の和合が描かれるのである。Ⅲも、天皇と臣下であるヲドヒメの二首を置くことで、君臣の和合が示されていると考えら

れる。

すなわち、Ⅱは君臣の和合を天皇と皇后の間で暮ぐものであった。そして、それに続くⅢは、君臣の和合を、さらに天皇とヲドヒメという、実際に大君と臣下の立場からも確認するのである。このように、雄略記が閉じられるにあたって、Ⅱに接続するⅢによって、実際に大君と臣下の立場にある者からも君臣和合の達成が語られることで、一層の雄略治世の完成が示されるのである。

そして、Ⅲにおける君臣和合の達成は、他の臣下ではなく、このヲドヒメが忠誠を表明することを通して語られていることも見逃せない。ヲドヒメはすでにⅠに登場していた人物であった。しかし、そのⅠのヲドヒメは、「婚はむ」と求婚する雄略天皇から「逃げ隠れたまま、その場面が閉じられ、さらに、ヲドヒメが登場しないⅡが続くことで、ヲドヒメは一旦、雄略天皇に従ったかどうか判断としないままになっていた。そうした経緯があつた上で、Ⅲでついに、そのヲドヒメが臣下として雄略天皇に忠誠を表明する記一〇四歌を歌い、君臣和合の達成は語られるのである。ここで想起されるものに、本田氏の次のような説明が挙げられる。

（引用者注…『記』の享受者は）袁杼比売求婚にかかわる確信をもった雄略の姿勢に期待を持ちながらも、いくらかの不安を残して進行を見守つたであろう。

この説明自体は、雄略天皇は「袁杼比売に婚はむとして」とあるにもかかわらず、『記』が「袁杼比売」と書かずに、雄略天皇は「媛女」に「逢」つたとするⅠの記述への言及である。すなわち、この媛女は果たしてヲドヒメなのか、つまり、雄略天皇は間違いない、自身が所望しているヲドヒメに求婚できたのかこの時点では明確にわからないように書いていると本田氏は解釈している。「媛女」がヲドヒメと同一人物であるかについては、次の三点からヲドヒメと判断する。一つ目は管見の限り別人とする説はいずれも根拠を挙げないこと<sup>21</sup>、二つ目は別人と考えた場合、駒木氏が指摘するように「天皇、丸邇之佐都紀臣が女、袁杼比売に婚はむとして、春日に幸行しし時に」の記された意味がわからなくなることである。そして三つ目には、「媛女」がヲドヒメでない場合、「誰ともなし」（記伝）や「名もない一少女」（古代歌謡全注釈）となるが、ナビツマ説話<sup>22</sup>で求婚される女性や女神が名前を有していたり、誰の娘であるかが明記されたりしているなかで、Ⅰだけのように考えることに疑問があることが挙げられる。本田氏の、わからないように「袁杼比売」を「媛女」と書いたとする解釈の是非については今は措くが、説明自体はヲドヒメが天皇に従つたのか判断としないままに次の場面へと移行していく展開を捉えている。つまり、ⅠをⅢの布石とする理解は、Ⅰの説明として妥当なものであろう。そして、その「不

安」は、ヲドヒメが忠誠を表明する記一〇四歌を歌うことで解消されるのである。

このように、IはIIIへの布石と見るべきであり、IIIで、その伏線を回収する形で、ヲドヒメが雄略天皇に忠誠を表明して君臣和合の達成を示すところに、雄略治世の完成を劇的に語ろうとする『記』の演出があると考えられる。そうした狙いのために、Iは一旦、IIを挿んで中断する形で、IIIの前に置かれたと考えられる。

以上、いずれも出自を異にすると考えられるI-II-IIIそれぞれの働きを確認すると、ここまで述べてきたように、一つの構想が浮かび上がる。

すなわち、IIでは、記一〇〇・一〇一・一〇二歌を置き、記一〇〇歌で、尊い神々の物語に連なるこの世界が、辺境の地に至るまで、雄略天皇の秩序の下に組み込まれていることを確認する。そしてさらに、記一〇一・一〇二歌によって、天皇と皇后が君臣の和合を確認する。IIでは、この三首を通して、雄略治世の完成を示して寿ぐ。ここまでは神野志・駒木両氏の指摘するところである。

しかし、よりIIIに焦点を当てれば、IIIはIIに接続されるなかで、君臣の和合を、天皇とヲドヒメという、実際の君臣の立場からもさらに確認して、一層の雄略治世の完成を語るものであると考えられる。さらに、IIIで示す雄略治世の一層の完成は、Iで示されたIIIの

伏線が回収される形でなされ、言わば劇的に語られるのである。

代わりに

『古事記』ヲドヒメ歌謡物語の構想を考える上で、I-II-IIIについて、『記』以前の形の推定と、そこからの現行の形への形成過程を考えるという成立論的な考察を通して、その相互の関連を見出し、一連の構想を指摘することを試みた。以上の考察から、本来出自が別々であったI-II-IIIを組み立てて成立した『古事記』ヲドヒメ歌謡物語は、雄略記が締め括られるにあたって、雄略治世の完成を示すIIにIIIを接続させ、またIIIに関わるIを一旦IIを挿む形でIIIの前に置くというIIIの布石としていたことを見てきた。このように『古事記』ヲドヒメ歌謡物語には、IIIにおいて雄略治世の完成を、IIを承けてさらに充実した形で、かつ、Iの伏線を回収する中で示すことでより劇的に語りながら、示そうとする構想が考えられるのである。

注

① I-II-IIIの区切りは、居駒永幸「歌謡物語形成論——袁村比売と三重姦の説話を中心として——」(『國學院大學大學院紀要』一〇輯、一九七九年三月)、影山尚之「ワニ氏の伝承と歌謡——春日袁村比売説話をめぐる考察——」(『古事記研究大系9 古事記の歌』高科書店、一九九四年二月)に倣う。

- ② 田辺幸雄「雄略天皇」(『日本文学研究資料叢書 古事記・日本書紀Ⅱ』有精堂出版、一九七五年四月、初出一九五三年三月)、神野志隆光「6仁徳・雄略の歌謡物語」(『古事記の世界観』吉川弘文館、一九八六年六月)、宮岡薫「第九節雄略記」(『金銀岡』譯における歌の表現」(『古代歌謡の構造』新典社、一九八七年一〇月、初出一九七八年九月)、間瀬智代「古事記」下巻の三重採の物語——その記載意図の考察——」(『中京国文学』一七号、一九九八年三月)、駒木敏「三歌謡と起源の物語——雄略記の場合——」(『古事記歌謡の形態と機能』おうふう、二〇一七年四月、初出一九八九年三月)。
- ③ 本田義寿「雄略と袁杼比売(古事記)の伝承」(『国崎望久太郎博士古稀記念 日本文学の重層性』桜風社、一九八〇年四月)。以下、本田の引用はこれによる。長野一雄「金銀岡長谷の百枝楓の構想」(『上代文学』五九号、一九八七年一月)。
- ④ 武田祐吉「記紀歌謡集全講」明治書院、一九五六年五月、坂橋隆司「天語歌——春日の袁杼比売を通して——」(『國學院大學栃木短期大学紀要』九号、一九七五年一月)、青木和夫ほか校注「日本思想大系1 古事記」岩波書店、一九八二年二月。
- ⑤ 居駒注①前掲論文。以下、居駒の引用はこれによる。
- ⑥ 中西進「雄略天皇」(『古事記をよむ4 河内王家の伝承』角川書店、一九八六年二月、初出一九七六年三月)。
- ⑦ 山路平四郎「木梨之輕太子物語について——古代物語の形成と展開——」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』一二輯、理想社、一九六六年二月)。
- ⑧ 武田注④前掲書。
- ⑨ 影山注①前掲論文。
- ⑩ ナビツマ説話は「求婚された女性が結婚を拒否して逃走し、隠れてし

- まう(『隠ぶ』)という話」と説明される(大久間喜一郎ほか編『上代説話事典』雄山閣出版、一九九三年五月)。
- ⑪ 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年五月、初出一九六〇年一〇月)。
- ⑫ 『記伝』の「秀禰」説のほか主要な説として下紐説(吉田金彦「第五章古代語「ほだり」の研究」(『古代日本語をさぐる』角川書店、一九七九年六月)や男根説(直木孝次郎「二宴げと笑い——額田王登場の背景——」(『夜の船出』塙書房、一九八五年六月、初出一九七五年九月)もある。しかし、下紐説は、ホダリの水をヒモ(紐)に由来するものと説明する点に疑問があり、また男根説も明確な根拠が示されていないため、いずれも賛同できない。なお、吉田が下紐説発表後に提出した、「柄杓型注口器」といった柄杓説(『古代歌謡に見ることばのイメージ——もう一つのホダリ考——』(『言語生活』五月号三四一巻、筑摩書房、一九八〇年五月)については、注ぐ器とする点では相違ないため、『記伝』と同様の説としておく。
- ⑬ 『本居宣長全集第十二巻』筑摩書房、一九七四年三月。
- ⑭ 吉田金彦注⑫前掲「第五章古代語「ほだり」の研究」。
- ⑮ 正宗敦夫校訂『類聚名義抄』風間書房、一九五四年五月。
- ⑯ 吉田注⑭前掲書。
- ⑰ 丸山林平「上代語辞典」明治書院、一九六七年七月。
- ⑱ 金田一京助「アイヌ ユーカラ 虎杖丸の曲」(『ユーカラの研究Ⅱ』東洋文庫、一九三二年一月)、安藤正次ほか「古事記全歌謡の註釈と鑑賞」(『文学』三巻四号、岩波書店、一九三五年四月、該当箇所を担当は金田一京助)、金田一京助ほか「アイヌ芸術 第三巻 金工・漆器篇」北海道出版企画センター、一九四三年一月、吉田金彦注⑫前掲「古代歌謡に見ることばのイメージ——もう一つのホダリ考——」、土橋寛「日

本古典評釈・全注釈叢書 古代歌謡全注釈 古事記編（角川書店、一九七二年一月初版、一九八三年一〇月七版、なおこの情報は初版には見られない）。

⑲ 琴歌譜一三歌と『琴歌譜』独自の縁記との対応は、「ほとんど無いように思われ」「わずかに「固」と「大臣女子」の文字のみが関連している」と指摘する（神野富一ほか「琴歌譜注釈稿（三）」（『甲南国文』四五号、一九九八年三月、該当箇所を担当は武部智子）。なお、私見とは立場を異にするが、藤原享和「琴歌譜一三番歌と縁記」（『文学・語学』二二八号、全国大学国語国文学会、二〇二〇年四月）および「琴歌譜」発見百年によせて」（『上代文学』一三二号、二〇二三年二月）は琴歌譜一三歌と『琴歌譜』独自の縁記の結び付きが『記』以前からある可能性を指摘する。

⑳ 神野志注②前掲書、駒木注②前掲論文。以下、神野志・駒木の引用はこれによる。

㉑ 注⑬前掲『本居宣長全集第十二巻』、村上忠順『古事記標註下』近藤巴太郎ほか、一八七四年一月（国立国会図書館「国立国会図書館デジタルコレクション」）<https://dl.ndl.go.jp/pid/772127/1/37> 最終閲覧日：二〇二四年一月八日、次田潤『古事記新講』明治書院、一九二四年一月、中島悦次『古事記評釈』山海堂出版部、一九三〇年四月、土橋注⑱前掲書。

㉒ ナビツマ説話として、Iや先に紹介した『播磨国風土記』賀古郡のほかに、大久間ほか注⑩前掲書は景行紀四年二月条のオトヒメへの求婚と『出雲国風土記』出雲郡のアヤトヒメへの求婚も挙げる。また『播磨国風土記』穴禾郡のアナシヒメへの求婚、託賀郡のヒカミトメへの求婚もナビツマ説話の範囲に含めるべきとする。

〔付記〕『古事記』『日本書紀』『風土記』の本文は『新編日本古典文学全集』によった。『琴歌譜』の本文は『記紀歌謡集全講』によった。また、引用に際しては適宜旧字を新字に改め、振り仮名を省略したほか、付した傍線・傍点は本稿筆者による。『古事記』『日本書紀』『琴歌譜』の歌番号は『日本古典文学大系3 古代歌謡集』によった。